

環境影響評価書案

— ザ・モール瑞穂新築事業 —

平成11年11月

極東開発工業株式会社

株式会社 西 友

1. 事業者の名称及び所在地

1-1 事業者の名称及び所在地

名 称：極東開発工業株式会社

代表者：代表取締役社長 徳永芳弘

所在地：兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号

名 称：株式会社西友

代表者：代表取締役社長 渡邊紀征

所在地：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

1-2 事業代表者の名称及び所在地

名 称：極東開発工業株式会社

代表者：代表取締役社長 徳永芳弘

所在地：兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：ザ・モール瑞穂新築事業

種 類：自動車駐車場の設置

3. 対象事業の内容の概略

対象事業の内容の概略は表3-1に示すとおりである。

本事業は東京都西多摩郡瑞穂町において、商業施設計画に伴い約1,800台の自動車駐車場を整備するものである。

表3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
所 在 地	東京都西多摩郡瑞穂町大字高根 585-1
事業区域面積	約 7.2ha
施設延床面積	約 6.8ha
施 設 内 容	鉄骨造 地上4階建、一部地上5階建
駐車場規模	約 1,800 台
工事予定期間	10ヶ月
供用開始	平成 13 年 1 月 (予定)

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業の内容を考慮して環境影響評価の項目を選定し、その項目について、現況調査を行い、対象事業の及ぼす影響について予測・評価を行った。評価の結論は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
(1) 大気汚染	<p>工事の完了後における発生集中交通による二酸化窒素の将来濃度は、最大値が国道 16 号瑞穂バイパスでの年平均値 0.0343ppm、日平均値の 98% 値 0.0566ppm であり、全ての地点で環境基準値 (0.06ppm) を下回る。発生集中交通による付加率は 0.90% 以下である。</p> <p>駐車場からの排出ガスの付加率は最大で 11.1% である。二酸化窒素の将来濃度は、最大で年平均値 0.027ppm、日平均値の 98% 値 0.047ppm と、環境基準値 (0.06ppm) を下回る。</p>
(2) 騒 音	<p>工事の完了後における発生集中交通に伴う道路交通騒音の予測値は、道路端で 60～77dB (A) となっており、ほとんどの地点で環境基準値を上回る。</p> <p>道路交通騒音については発生集中交通により、幹線交通を担う道路である国道 16 号瑞穂バイパスにおいて増加する騒音レベルは、道路端及び道路端から 20m 地点で 2dB (A) 以下である。市街化調整区域に位置し、畑地に利用されている町道 684 号の東側においては、現況交通量がほとんどないことから道路端で最大 11dB (A) 増加する。また、工業地域に位置し、工場・作業所等に利用されている町道 7 号においては、道路端で最大 3dB (A) 増加する。なお、国道 16 号瑞穂バイパス及び町道 7 号においては、発生集中交通を除いた将来一般交通量 (普通交通) による道路交通騒音が既に環境基準値を上回っている。</p>
(3) 振 動	<p>工事の完了後における発生集中交通に伴う道路交通振動の予測値は道路端で 30 未満～59dB 程度であり、ほとんどの地点で評価の指標とした振動規制法の特定工場に係る規制基準を下回る。また、全ての地点で要請限度を下回る。</p> <p>道路交通振動は発生集中交通により、国道 16 号瑞穂バイパスにおいて増加する振動レベルは、最大で 2dB 程度である。市街化調整区域に位置し、畑地に利用されている町道 684 号の東側においては、現況交通量がほとんどないことから最大 15dB 増加する。また、工業地域に位置し、工場・作業所等に利用されている町道 7 号においては最大 4dB 程度増加する。</p>
(4) 電波障害	<p>計画建物による遮蔽障害については、工事の進捗にあわせて先行的に共同受信施設等の対策を講じる。反射障害が生じた範囲には、速やかに共同受信施設の設置等の対策を行う。なお、電波障害の発生が予測された地域以外においても、計画建物による電波障害の発生が明らかになった場合には、共同受信施設等の対策を講じる。したがって、電波障害は解消できる。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
(5)景 観	<p>計画地周辺が平坦な地形や低層建物から構成される街並みであることから、計画建物は横への広がりや高さを考慮した。素材や色彩については、視野の大半を遠景が占める地域であることを考慮して、遠景の丘陵地の緑をそこなわないように工夫する。また、計画地の周囲に歩道状空気を整備するとともに、緑を施した公開性の高い開放的な空間を適正に配置することにより、緑の連続性を創出する。さらに、地域の景観軸として、国道 16 号瑞穂バイパスの道路空間が連続しているが、その沿道には駐車場が配置されるため、開かれた空間が確保される。</p>
(6)廃棄物	<p>掘削工事にあたっては、「再生資源の利用の促進に関する基本方針」等に基づき再生資源利用促進計画の作成を行う等、建設発生土の利用を促進する。本事業の埋戻工事にあたっては、掘削土砂を計画地内にストックし、約 10,000m³(掘削土砂 23,720m³の約 42%)を埋戻土として利用する。場内で利用しきれなかった建設発生土については、建設発生土の性質等の情報を提供し、他工事で必要とされる土砂の情報を収集すること等により再利用に努める。再利用に適していない表土等は、適正に場外で埋立・処分する。</p> <p>廃棄物は生ごみ、魚腸骨、廃プラスチック、発砲スチロール、空き缶、空き瓶、ダンボール、新聞・雑誌、その他紙類、廃油、その他などに分別し、可能な限りリサイクルする。</p> <p>現在、施設内における生ごみコンポスト処理、再生紙としてリサイクル利用できないその他紙類及び廃プラ類の固形燃料化(RDF)利用について導入検討を行っている。これらを導入することにより、リサイクル量 3,711kg/日、リサイクル率約 90%の達成が見込める。</p>

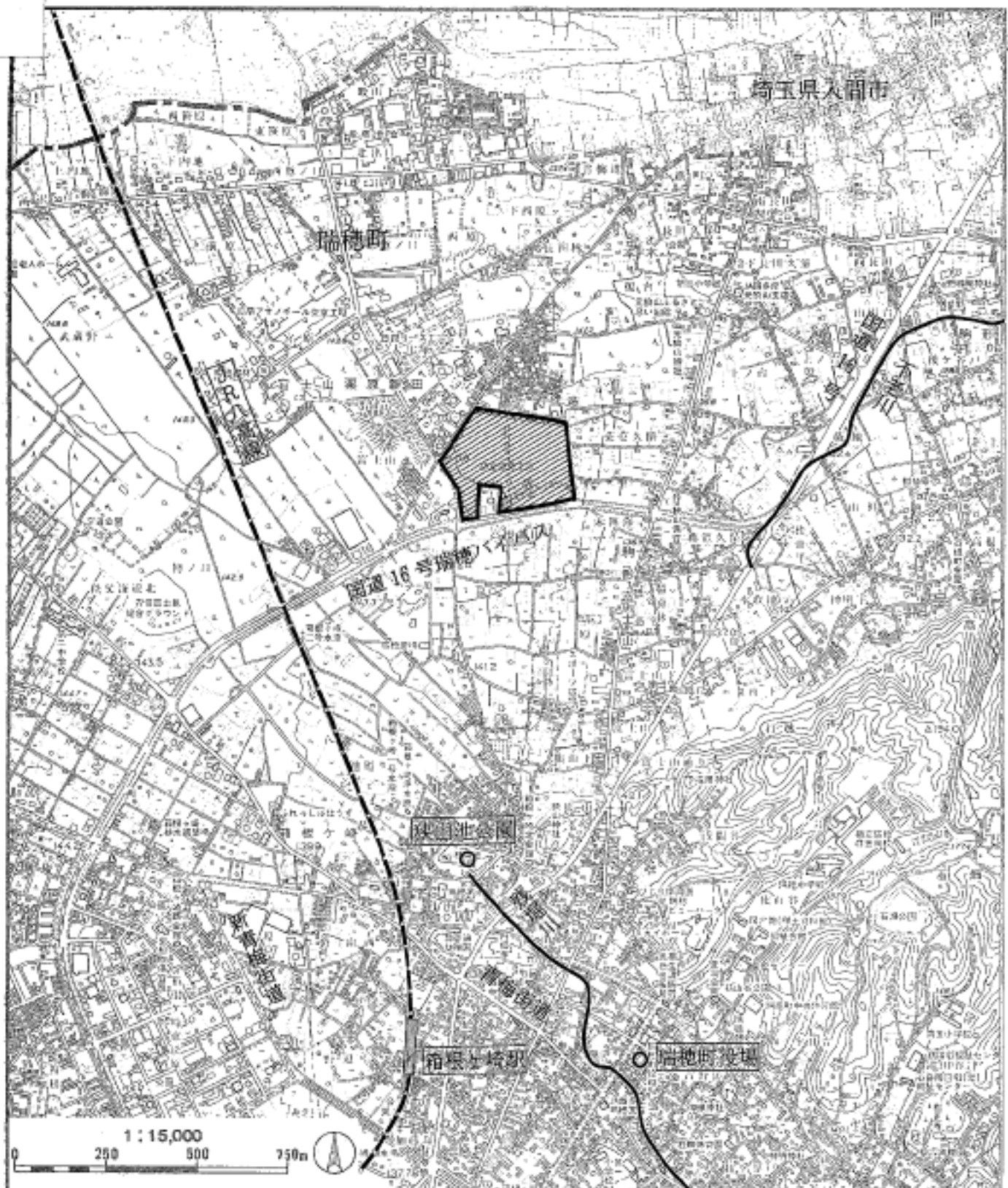

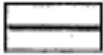
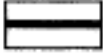



図5-2-1 (1) 対象事業位置図



- | | | |
|---|---|---------|
| 凡 |  | 計画地 |
| |  | J R 八高線 |
| |  | 都県界 |
| 例 |  | 市町界 |

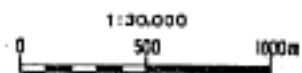


図 5-2-1 (2) 対象事業位置図 (航空写真)